

川崎市施設外就労促進事業運営費補助金交付要綱

〔平成28年3月28日付け
川健障雇第347号市長決裁〕

(通則)

第1条 川崎市施設外就労促進事業運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、以下の各号の定めるところによる。

(1)「障害者施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）に基づき、川崎市内に事業所を有する以下の施設をいう。

ア 就労移行支援事業、就労継続支援事業、自立訓練事業、生活介護事業を行う施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害者支援施設

(2)「補助金」とは、川崎市施設外就労促進事業運営費補助金をいう。

(3)「補助事業」とは、障害者施設への業務の安定供給及び適正配分を行い、もって障害者の経済的自立を促進することを目的として、次号に規定する団体が補助金の交付を得て、施設の外部において実施する事業をいう。

(4)「補助事業者」とは、社会福祉法人その他の団体であって、補助事業において発注者と障害者施設との業務調整機能を有する団体をいう。

(目的)

第3条 この要綱は、補助事業の実施に要する経費に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の助成対象は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）における補助事業に係る人件費（給与、手当、法定福利費）であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

2 補助金の助成条件は、補助事業者の役員等（補助事業者が法人である場合はその代表者及び役員）のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）を含まないこととする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の範囲で、予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとする場合は、川崎市施設外就労促進事業運営費補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請を受理したときは、申請書等の内容を審査し、交付が適当であると認めたとき補助事業者として交付を決定する。

2 前項の申請書等の審査において、市長が調査を必要と認めるときは、補助事業者はこれに協力

しなければならない。

3 市長は、交付決定をする場合において、補助金の目的及び適正な執行に必要と認める条件を付すことができる。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及び条件等について川崎市施設外就労促進事業運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知する。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、その交付決定の内容若しくは条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に書面により申請を取下げることができる。

(補助事業の変更又は中止)

第10条 補助事業の内容を変更したときは、すみやかにその変更の内容を川崎市施設外就労促進事業運営費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）により市長に届け出ること。

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかにその旨を川崎市施設外就労促進事業運営費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）により市長に届け出ること。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに川崎市施設外就労促進事業運営費補助事業実績報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に川崎市施設外就労促進事業運営費補助金交付確定通知書（第5号様式）により通知する。

2 補助事業者は、この要綱により交付を受けた補助金について所要額が確定した時点において補助金の精算を行う。所要額が交付額を超える場合は、その差額を市長に返還しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、補助金について、相当の理由があると認めるときは、補助事業者の請求により概算払をすることができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合には、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) この要綱に定めた事項に違反したとき。

(2) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

（申請者）

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 _____

川崎市施設外就労促進事業運営費補助金交付申請書

標記について、次により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 金 円

1. 補助事業の目的及び内容

2. 補助事業の実施予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3. 概算払が必要な場合にはその理由及び額

添付書類

1. 事業計画書（以下の事項を記載）

- ・補助事業に従事する専任職員氏名（1名以上）・経歴
- ・障害者施設の工賃向上、障害者の就労意欲喚起に向けた取組
- ・新規就労先及び実習先の開拓
- ・ハローワーク・就労支援機関等関係機関との連携

2. 補助事業に係る収支予算書

3. 補助事業者に加盟する施設名一覧

4. 補助事業者が複数障害者施設から構成される団体の場合には構成員名簿

5. 補助事業者の役員名簿

第2号様式（第8条関係）

川崎市施設外就労促進事業運営費補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

川崎市

様

年 月 日付けで申請のありました川崎市施設外就労促進事業運営費補助金については、次の条件を付けて交付を決定します。

助成金交付額 _____ 円

年 月 日

川崎市長

- 1 この補助金は、川崎市施設外就労促進事業運営費補助金に使用するものであって、他に使用してはならない。また、この事業以外に流用した場合は返還を命ずることがある。
- 2 事業に係る収支および支出を明らかにした帳簿を備え、領収書その他収支の事実を明らかにする証拠書類を常に整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を当該会計年度終了後5年間保存すること。
- 3 この補助金に余剰金が生じた時は、返還するものとする。
- 4 この補助金に関する川崎市施設外就労促進事業運営費補助金事業実績報告書は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに提出すること。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）

川崎市長

（申請者）

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 _____

川崎市施設外就労促進事業運営費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

標記について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

変更（中止・廃止）の理由

変更内容

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）

川崎市長

（申請者）

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 _____

川崎市施設外就労促進事業運営費補助事業実績報告書

年 月 日付け川崎市指令第 号で交付を受けた川崎市施設外就労促進事業補助金について、次の書類を添えて報告します。

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 人件費総額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付額 | 金 | 円 |

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支計算書

川 第 号
年 月 日

川崎市施設外就労促進事業運営費補助金交付確定通知書

住 所
団 体 名
代表者名

川 崎 市 長

年 月 日付けにて実績報告がありました川崎市施設外就労促進事業運営費補助金額につきまして、川崎市施設外就労促進事業運営費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 交付決定に関する文書番号 川崎市指令 第 号
- 3 交付決定額 円
- 4 交付確定額 円